

## [事案 2021-238] 入院給付金支払請求

・令和5年1月13日 裁定打ち切り

### <事案の概要>

約款上の入院に該当しないことを理由に、入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

アトピー性皮膚炎で約3か月間入院したため、平成15年8月に契約した2件の医療保険にもとづき入院給付金を請求したところ、約款上の入院に該当しないとして給付金が支払われなかった。しかし、以下の理由により、入院給付金を支払ってほしい。

- (1) 症状は、血液検査等の結果から日常生活に支障をきたす中等症以上であり、医師が入院が必要と判断している。また、本入院に対して公的健康保険から給付を受けている。
- (2) 本入院は、治療を第一の目的として行われているが、仮に生活上のコントロール方法を身につけることが目的であったとしても、同様の趣旨で入院している糖尿病の教育入院は給付金の支払対象であると保険会社のホームページに記載されている。
- (3) 自宅でバイオ入浴を行っていたが、症状が悪化したため入院し、医師の管理のもとでバイオ入浴を行っており、在宅治療と同様の内容ではない。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) アトピー性皮膚炎の治療は、中等症例はもとより重症例であっても当然に入院が必要とされるものではなく、集中した外用治療や教育的指導が行われない限りは入院の必要がない。また、公的健康保険によって入院費の一部が支払われた事実があったとしても、公的健康保険と本契約は制度趣旨も要件も異なり、約款所定の入院に該当するとは限らない。
- (2) 当社のホームページに支払対象例として糖尿病の教育入院が挙げられていても、給付金請求権が発生するためには、約款で定められた入院に該当する必要がある。
- (3) 自宅でバイオ入浴できていることは紛れもない事実であり、バイオ入浴が入院を要するものでないことは明らかである。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、本件は申立人の主張内容や入院時の状況等を申立人への事情聴取によって明らかにする必要があるところ、申立人の事情により長期間にわたり事情聴取の期日が定まらず、審理を行うことができない状態にあるため、裁定手続を打ち切ることとした。